

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和4年12月16日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和4年12月16日

岐阜県知事　古田　肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ニトリ各務原店

各務原市鵜沼各務原町一丁目24-1外

2 意見の概要

各務原市長の意見

- ・廃棄物等について
- ・退店経路について
- ・給水装置について
- ・消防課との調整について
- ・通学路への配慮について
- ・関係法令について